

土地開発事業計画事前協議申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

吉岡町長 柴崎 徳一郎 様

事業者住所 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地
 氏名 株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 0279-〇〇-〇〇〇〇

吉岡町土地開発指導要綱第6条の規定により、次の事業計画について事前協議を申請します。

開発事業の名称	共同住宅新築事業					
開発事業の目的	共同住宅1棟（〇戸）を造成したいため					
開発区域の位置・面積	吉岡町大字大久保字〇〇 〇〇〇番 〇〇〇〇m ² 田 〇〇 〇〇〇番 〇〇〇〇m ² 畑 合計 〇〇〇〇m ²					
(地目別面積)	(宅地)	(農地・田)	(農地・畑)	(山林)	(公共施設)	(その他)
		〇〇〇〇m ²	〇〇〇〇m ²			
都市計画法の開発行為	第29条許可申請（申請予定・申請済・ <u>不要</u> ）					
都市計画施設	開発区域内の都市計画施設					
	☒ 有	公有地の拡大の推進に関する法律の規定による届出 <u>届出予定</u> ・届出済・不要） 都市計画法第53条の許可申請（ <u>申請予定</u> ・申請済・不要）				
	☐ 無					
用途地域	☐ 第二種中高層住居専用地域 ☐ 第一種住居地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業専用地域 ☒ 無指定地域					
立地適正化計画	☒ 居住誘導区域外	吉岡町立地適正化計画における届出 <u>届出予定</u> ・届出済・不要）				
	☒ 都市機能誘導区域外	吉岡町立地適正化計画における届出 (届出予定・届出済・ <u>不要</u>)				
地区計画整備計画区域	☐ 該当	☐ 駒寄スマートIC東周辺地区地区整備計画区域 ☐ 前橋伊香保線吉岡バイパス沿線地区地区整備計画区域 ☐ 既存商業地地区地区整備計画区域 ☐ 駒寄スマートIC西周辺地区地区整備計画区域				
	☒ 非該当	吉岡町地区計画の区域内における行為の届出（届出予定・届出済）				
特定用途制限地域	☐ 該当	☐ 吉岡地区（共同住宅及び長屋の建築不可） ☐ 駒寄スマートIC産業団地西第1地区 （共同住宅及び長屋、工場その他これに類するものの建築不可） ☐ 駒寄スマートIC産業団地西第2地区 （工場その他これに類するものの建築不可）				
	☒ 非該当	（敷地の過半に達しない場合を含む。）				
他法令の制限等	☒ 農業振興地域の整備に関する法律（農用地区域 内・ <u>外</u> ） ☒ 農地法（農転：申請予定・ <u>申請中</u> ・許可済・不要） ☒ 宅地造成及び特定盛土等規制法（要許可・ <u>要届出</u> ・不要） ☒ 群馬県景観条例に基づく大規模行為届け出（ <u>要</u> ）・否）					
土地利用の権原	自己所有	m ²	%	貸借予定	m ²	%
	買収予定	〇〇m ²	100%	計	〇〇m ²	100%

土地利用計画と帰属の有無	地目(用途)		面積		帰属の有無	
	宅地		〇〇m ²			
	公共施設用地	道路、水路等	m ²		□有 □無	
		公園、緑地及び広場	m ²		□有 □無	
		その他 ()	m ²		□有 □無	
	公益施設用地	交通安全施設	m ²		□有 □無	
		環境衛生施設	〇〇m ²		☑有 □無	
		その他 ()	m ²		□有 □無	
その他 ()		m ²		□有 □無		
合計		〇〇m ²				
道路	区域内道路	幅員 m	延長 m	道路側溝 有 ・ 無		
		区域内道路はありません。				
	接続先道路	[県・町] 道 号線	幅員 m	道路後退 有 (c m) ・ 無		
東側：町道〇〇号 〇〇線 幅員〇. 〇m						
公園等	公園 [か所 m ² 設置] ・ 緑地 [か所 m ² 設置] ・ その他 (設置しません。)					
生活排水処理	☑公共下水道 □農業集落排水 □合併浄化槽					
	処理水の放流計画 東側町道〇〇線の公共下水道に接続します。					
消防水利	防火水槽 [m ³ 級 基設置] ・ 消火栓 [基設置] ・ その他 (既設消火栓あり)					
上水道	町営水道既存管 φ〇〇mm [管種D I P] から φ〇〇mm [管種H I V P] を分岐 [延長〇〇. 〇m]					
	受水槽 [m ³ 級 基設置]					
保安	防犯灯その他の保安施設は、地元自治会と協議し必要に応じ設置します。					
交通安全	道路反射鏡その他の交通安全施設は、地元自治会と協議し必要に応じ設置します。					
緑化等	緑化の予定はありません。					
公害防止	吉岡町土地開発指導要綱第15条の規定にのっとり、適正な処置を講じます。					
環境衛生	ごみ集積所 [1か所 〇〇. 〇m ² 設置]					
雨水処理	浸透施設等の設置(計画がある場合のみ記載) 建築時に浸透ますを設置します。					
	オーバーフロー水の放流計画(計画がある場合のみ記載) 雨水は自然浸透し、オーバーフロー水を町道〇〇〇〇線の道路側溝に放流します。					
文化財保護	文化財保護法第93条の規定による届出 [□必要 ☑不要] ※ 届出が不要である場合も、文化財を発見した場合には、直ちに工事を中止し、教育委員会事務局(文化財センター)の指示を受ける必要があります。					
駐車施設	駐車場 〇〇台分設置					
資金計画	事業費	用地 〇〇〇〇〇千円	収入	自己 〇〇〇〇〇千円		
		造成 〇〇〇〇〇千円		融資 〇〇〇〇〇千円		
		建築 〇〇〇〇〇千円				
		合計 〇〇〇〇〇千円		合計 〇〇〇〇〇千円		
予定工期	〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで					
申請代理人	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				
	氏名	〇〇行政書士事務所 行政書士 〇〇 〇〇				
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				

※ 事業者又は申請代理人が法人の場合は、住所に所在地、氏名に法人の商号又は名称及び代表者の職氏名を記載すること。